

防火設備定期検査報告 提出の手引き

令和8年7月

目次

1 防火設備定期検査報告の概要	・・・	1
2 対象防火設備と報告時期	・・・	3
3 提出方法（郵送）	・・・	7

- ◆本冊子をよくお読みの上、ご提出願います。
- ◆報告書の記入方法およびその綴じ方等は『防火設備定期検査報告 作成要領』をご覧ください。
- ◆東京都内の対象建築物は令和7年7月1日以降も「常時閉鎖式防火扉」は特定建築物調査の対象です。
- ◆令和7年7月1日以降に**検査**を実施し、防火設備定期検査報告書を提出する場合は、改正後の検査結果表をお使いください。様式が異なると、受付できない場合がございます。



公益財団法人

東京都 防災・建築まちづくりセンター

建築防災部 防火設備課

1 防火設備定期検査報告の概要

【防火設備定期検査報告の創設】

平成25年10月に福岡市の診療所で火災があり、死者10名、負傷者5名の被害が出ました。被害が拡大した原因として、防火設備が正常に閉鎖しなかったこと等が指摘されています。また、近年、火災感知やシステム制御など機構が高度化・複雑化しているため、火災時に確実に作動するよう高い専門性が求められています。

これらを受けて、平成28年6月に建築基準法の定期報告制度が強化され、これまで特定建築物の定期調査報告で行ってきた調査項目のうち対象防火設備（P.3 参照）の閉鎖又は作動については、特定建築物の調査項目から外し、新たに創設された「防火設備定期検査報告」で詳細に報告することになりました。

国及び特定行政庁が指定する防火設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、建築基準法第12条第3項の規定により、定期的に検査資格者にその対象防火設備の閉鎖又は作動について検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっています。

【特定行政庁】

建築確認等を行っている行政庁の長をいい、建物の所在地により以下のようになっています。対象建築物は国又は特定行政庁が指定しています。各特定行政庁の連絡先についてはP.13をご参照ください。

区 域		特定行政庁
23区内	敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合	東京都知事
	上記以外の場合	各区長
多摩区域	八王子市・町田市・日野市・立川市・府中市・調布市・三鷹市・武蔵野市・国分寺市・西東京市・小平市	各市長
	上記11市以外の市 奥多摩町・日の出町・瑞穂町・檜原村	多摩建築指導事務所長
島しょ区域	上記以外の町村	東京都知事

※詳しくはP.5をご覧ください。

【まちづくりセンターの役割】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」と表記）は、建築基準法第12条第3項に基づく防火設備の定期検査報告について、特定行政庁より業務を受託し、東京都内の報告書の受付、予備審査等を行っています。

【報告義務者】 対象防火設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）

※管理者とは、所有者から防火設備の維持管理上の権限を委任されている方です。改修等をする際の費用を含めた権限がある方となります。日常の維持管理を行っている管理会社とは異なる場合がありますのでご注意ください。

※原則は建築基準法の棟毎の報告となります。管理者が複数名いる場合は、代表の管理者が報告をしてください。

管理者の詳細については東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/chousa-houkoku/ch_12.html

【検査資格者】 次のいずれかの技術者

① 一級建築士又は二級建築士（建築士法第23条に規定する業として行う場合は、建築士事務所登録を行っている者）

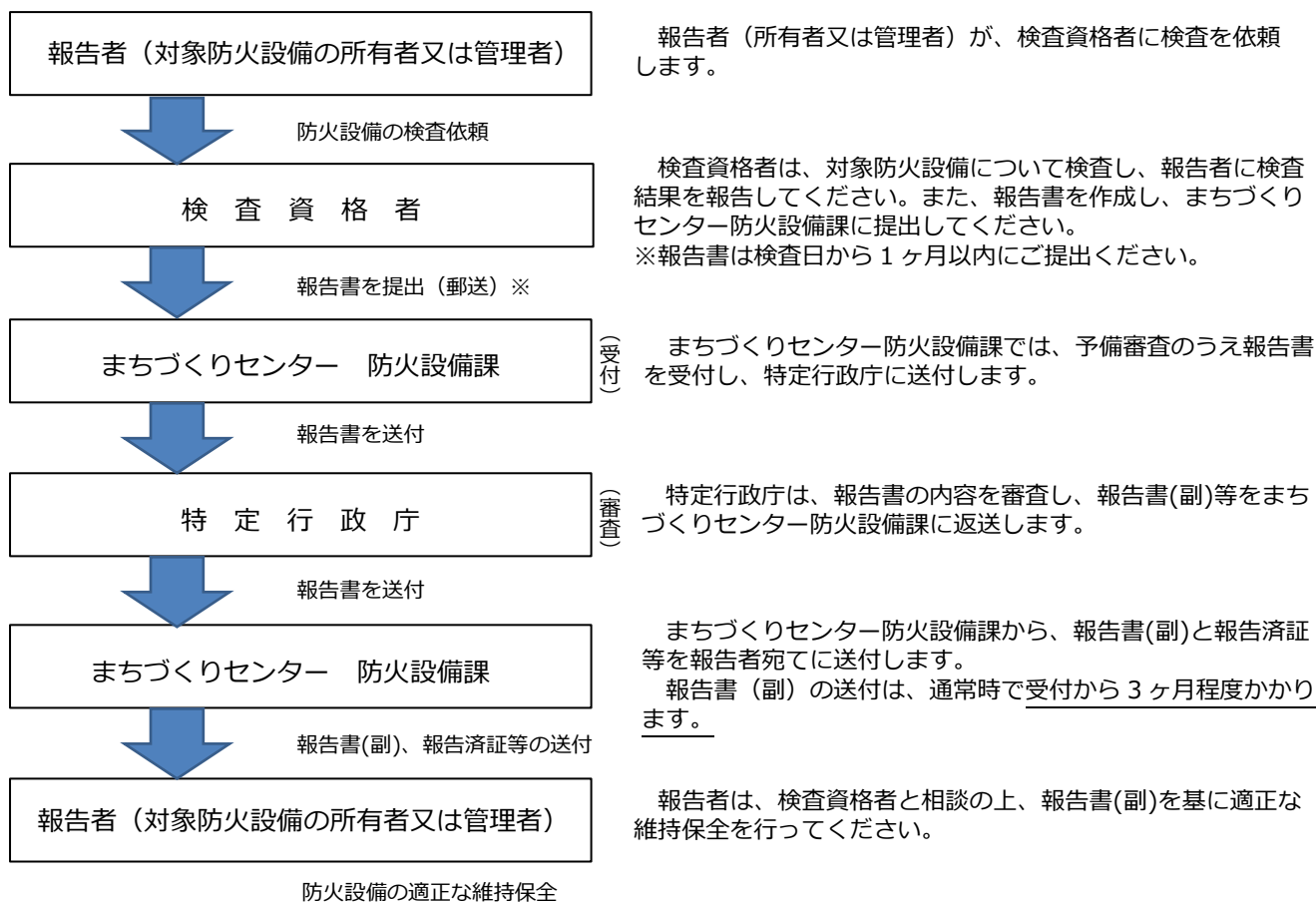
② 防火設備検査員

※防火設備検査員の資格に関する講習や手続きは、（一財）日本建築防災協会が行っております。

詳細は（一財）日本建築防災協会にお問い合わせください。（P.2 参照）

【報告書提出の流れ】

検査依頼から報告書提出、返却までの流れは以下のとおりです。



【問い合わせ先】 内容によってそれぞれ問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
お問い合わせの際は、整理番号、物件名称、所在地等をお伝えください。

内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期調査（検査）報告制度全般 ◆ 対象建築物に該当するか等 ◆ 対象防火設備に該当するか等 ◆ 除却や所有者等の変更 ◆ 改善方法や改善報告 ◆ 過去の報告に関するお問合せ 	<p>各建築物の所在する特定行政庁</p> <p>制度の詳細については 東京都都市整備局のホームページをご覧ください。 http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火設備定期検査報告の報告書様式や作成方法 ◆ 防火設備定期検査報告の提出方法 	<p>公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 建築防災部 防火設備課</p> <p>新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F TEL03-5989-1937 https://www.tokyo-machidukuri.or.jp</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火設備検査員の資格に関する講習や手続き ◆ 「防火設備定期検査業務基準」の購入や内容 	<p>一般財団法人 日本建築防災協会</p> <p>港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 3 階 TEL03-5512-6453 http://www.kenchiku-bosai.or.jp</p>

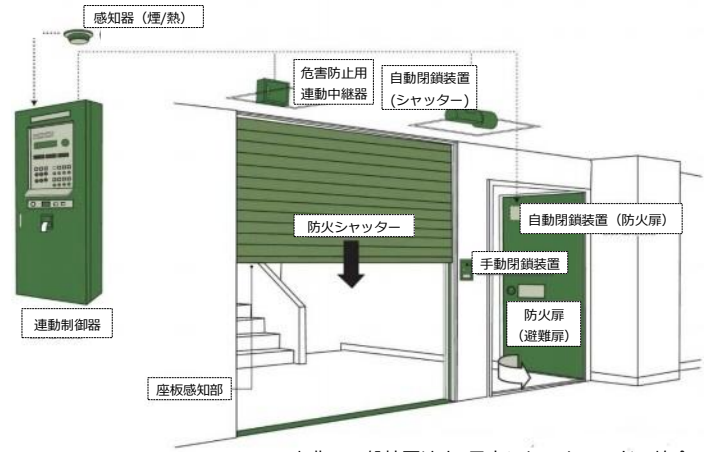
2 対象防火設備と報告時期

【対象防火設備】

火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する以下の防火設備（随時閉鎖式の防火設備）。

- ・ 防火扉
- ・ 防火シャッター
- ・ 耐火クロススクリーン
- ・ ドレンチャー

※「建築基準法を含む建築基準関係規定」により設けられている随時閉鎖式の防火設備が対象です。



出典：一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

対象となるもの、ならないものの例 ※判断に迷う場合は、特定行政庁にご相談ください。

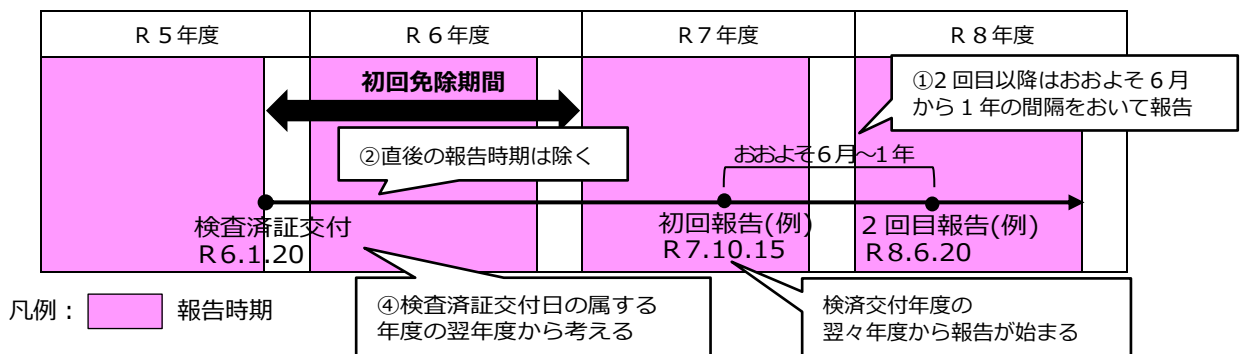
対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙感知器連動の防火設備 ・ 熱感知器連動の防火設備 ・ 温度ヒューズ式の防火設備 ・ 遮煙スクリーン（遮炎性のないもの） ・ 平常時は自動ドアとして使用され、火災が発生すると自動的に閉鎖する防火設備 ・ 随時閉鎖式の防火扉にあるくぐり戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダクト内の防火ダンパー ・ 火災時に避難経路を確保するために開く防火設備（パニックオープン） ・ 延焼のおそれのある部分として設けられた防火設備 ・ 消防法の防護区画で設けられた防火設備 ・ 防火扉にある温度ヒューズ式のガラリ ・ 随時閉鎖式の防煙垂れ壁 ・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅等を除く）の住戸内にある防火設備

【報告時期】 毎年報告（詳しくは P.6 をご覧ください）

報告時期について、要約すると以下のように定められています。

<p>■ 建築基準法施行規則第 6 条第 1 項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① おおむね 6 月から 1 年までの間隔を以て特定行政庁が定める時期 ② 検査済証の交付を受けた直後の時期を除く <p>■ 特定行政庁の施行細則（東京都建築基準法施行細則第 13 条第 3 項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 報告時期は P.6 のとおり ④ 検査済証の交付日の属する年度の翌年度以降

以上を整理すると、下表のようになり、検査済証交付年度の翌々年度の報告時期から毎年報告していただくこととなります。



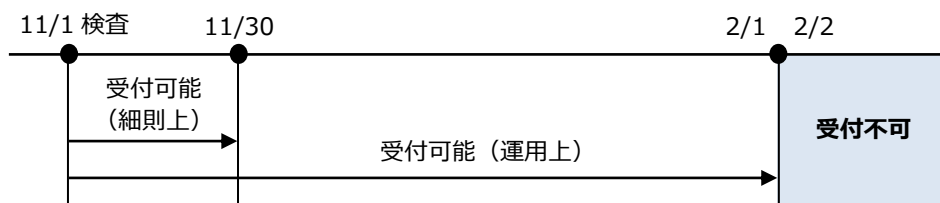
2 回目以降の報告について、やむを得ず 1 年を超えるような場合も受付はしますが、おおむね 6 ヶ月未満の場合では、間隔が短く報告の必要性が低いため、受付できません。

【まちづくりセンターで受付できない報告について】

以下の3つについては、まちづくりセンターでは受付できません。特別な理由がある場合等は、特定行政庁にご相談ください。

① 報告日（受付日）が、検査日から3ヶ月を超えている場合

例：11/1に検査した場合、2/1までは受付可能。2/2以降は受付不可。



② 報告日（受付日）が、初回免除期間中の場合

検査済証交付が令和6年4月から令和7年3月末までの建築物は、令和8年3月末まで受付できません。

例：(1) R6.8.1 検査済証の場合、R7年度は初回免除のため受付不可。

R8年度の報告時期から報告開始。

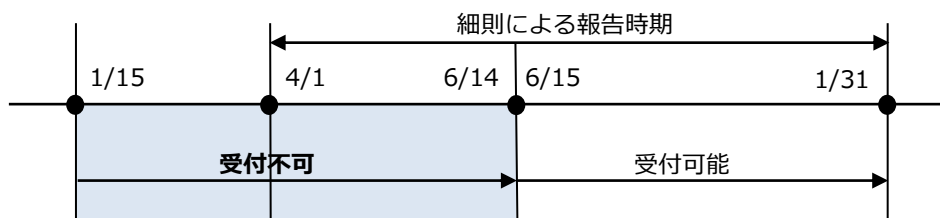
例：(2) R8.2.1 検査済証の場合、R8年度は初回免除のため受付不可。

R9年度の報告時期から報告開始。

事 例	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
R6年度 検査済証 交付	検査済証交付 R6.8.1	受付不可	初回報告時期 R8.4.1~R9.1.31	
R7年度 検査済証 交付		検査済証交付 R8.2.1	受付不可	初回報告時期 R9.4.1~ R10.1.31

③ 今回の報告日（受付日）が、前回の報告日から5ヶ月未満の場合

例：1/15に報告した場合、次回は6/15以降に受付。6/14以前は受付不可。

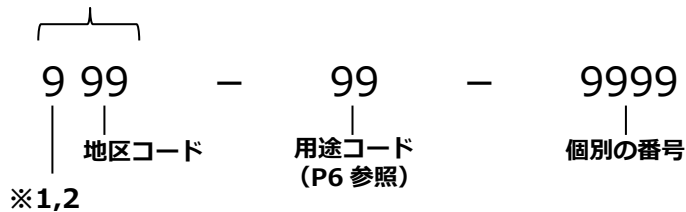


【整理番号について】

整理番号は定期報告の対象物件に付番されている番号です。防火設備の整理番号は**特定建築物の整理番号と同じ**です。整理番号の記載がないと報告を受付することができませんので、必ず管理者にご確認ください。**整理番号が不明な場合、まだ付番されていない場合等は特定行政庁にご相談ください。**

整理番号は**行政庁コード、用途コード、個別の番号**で構成されています。

行政庁コード（下表）



[行政庁コード]

◎都区内

コード	地 区	コード	地 区
001	千代田区	018	荒川区
002	中央区	019	板橋区
003	港 区	020	練馬区
004	新宿区	021	足立区
005	文京区	022	葛飾区
006	台東区	023	江戸川区
007	墨田区	024	八王子市
008	江東区	025	町田市
009	品川区	026	府中市
010	目黒区	027	調布市
011	大田区	028	三鷹市
012	世田谷区	029	武蔵野市
013	渋谷区	030	日野市
014	中野区	031	立川市
015	杉並区	032	国分寺市
016	豊島区	033	西東京市
017	北 区	034	小平市

◎島

コード	地 区
140	大島町
141	新島村
142	神津島村
143	三宅村
144	八丈町
145	小笠原村
146	青ヶ島村
147	利島村
148	御蔵島村

◎多摩建築指導事務所扱い

コード	地 区	コード	地 区
054	小金井市	077	武蔵村山市
055	狛江市	081	青梅市
056	多摩市	082	福生市
057	稲城市	083	あきる野市
063	東村山市	084	羽村市
066	清瀬市	085	瑞穂町
067	東久留米市	086	日の出町
072	昭島市	088	奥多摩町
075	国立市	089	檜原村
076	東大和市		

※1 23区内（行政庁コード001～023）で、1万㎡を超える建築物（同じ敷地内に1万㎡を超える建築物がある1万㎡以下の建築物も含む）は行政庁コードの頭が「0」から「1」になり、東京都が特定行政庁になります。（行政庁コード101～123）

例：渋谷区（行政庁コード013）の物件で延べ面積が1万㎡超 → 行政庁コード113

※2 多摩建築指導事務所扱い（行政庁コード054～089）で特定行政庁ではない自治体が所有している建築物は、行政庁コードの頭が「0」から「1」になります。（行政庁コード154～189）

例：青梅市（行政庁コード081）の物件で青梅市所有の建物 → 行政庁コード181

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

指定された報告時期に報告できない場合は、事前に各特定行政庁にお問合せください。

整理番号の真ん中の
2桁の数字です。

用途	規模 又は 階 * いずれかに該当するもの	用途 コード	指定する報告時期 (月)
劇場、映画館又は演芸場	・ 地階 ・ F ≥ 3 階 ・ A > 200 m ² ・ 主階が1階にないもので A > 100 m ² (※) (※ A ≤ 200 m ² の場合、階数が3以上のものに限る。)	11	4月から翌年の1月
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・ 地階 ・ F ≥ 3 階 ・ A > 200 m ² (※) (※平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の 合計が400 m ² 未満の集会場を除く。)	12	
旅館又はホテル	F ≥ 3 階 かつ A > 2000 m ²	13	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≥ 3 階 かつ A > 3000 m ²	14	
地下街	A > 1500 m ²	15	
児童福祉施設等 (注意4に掲げるものを除く。)	・ F ≥ 3 階 ・ A > 300 m ² (※) (※平家建てで床面積の合計が500 m ² 未満のもの を除く。)	21	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等 (注意4に掲げるものに限る。)	・ 地階 ・ F ≥ 3 階 ・ A ≥ 300 m ² (2階部分) ・ A > 300 m ² (※) (※平家建てで床面積の合計が500 m ² 未満のもの を除く。)	22	
旅館又はホテル (用途コード13のものを除く。)	・ F ≥ 3 階 ・ A > 2000 m ²	23	
学校、学校に附属する体育館	・ F ≥ 3 階 ・ A > 2000 m ²	24	
博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ F ≥ 3 階 ・ A ≥ 2000 m ²	24	
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34 を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F ≥ 5 階 かつ A > 1000 m ²	28	
用途コード21に該当しない病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	A > 200 m ²	29	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・ 地階 ・ F ≥ 3 階 ・ A ≥ 500 m ² (2階部分) ・ A > 500 m ²	31	
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・ F ≥ 3 階 ・ A > 500 m ²	32	
複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ F ≥ 3 階 ・ A > 500 m ²	33	
事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が2000 m ² を 超える建築物のうち、 F ≥ 3 階 かつ A > 1000 m ²	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎 (注意4に掲げるものを除く。)	F ≥ 5 階 かつ A > 1000 m ²	40	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は 寄宿舎 (注意4に掲げるものに限る。)	・ 地階 ・ F ≥ 3 階 ・ A ≥ 300 m ² (2階部分)	41	
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の 用に供する用途	A > 200 m ²	49	

(注意)

- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるものをいいます。ただし、A ≤ 200 m²の場合、階数が3以上のものに限ります。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。

3 提出方法（郵送）

【報告書類の提出先】 まちづくりセンターに郵送にてご提出ください。

〒160-8353 新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F
 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
 建築防災部 防火設備課
 TEL 03-5989-1937

訂正書類もこちらに送付ください。予備審査担当者名や整理番号、物件名を必ず記入してください。

窓口での受付は行っておりません。事務手数料を事前振込し、窓口書類を持参された場合はお預かりしますが、予備審査において訂正が必要な場合は後日ご連絡をいたします。（P.11の相談窓口受付時間内をお願いいたします。）

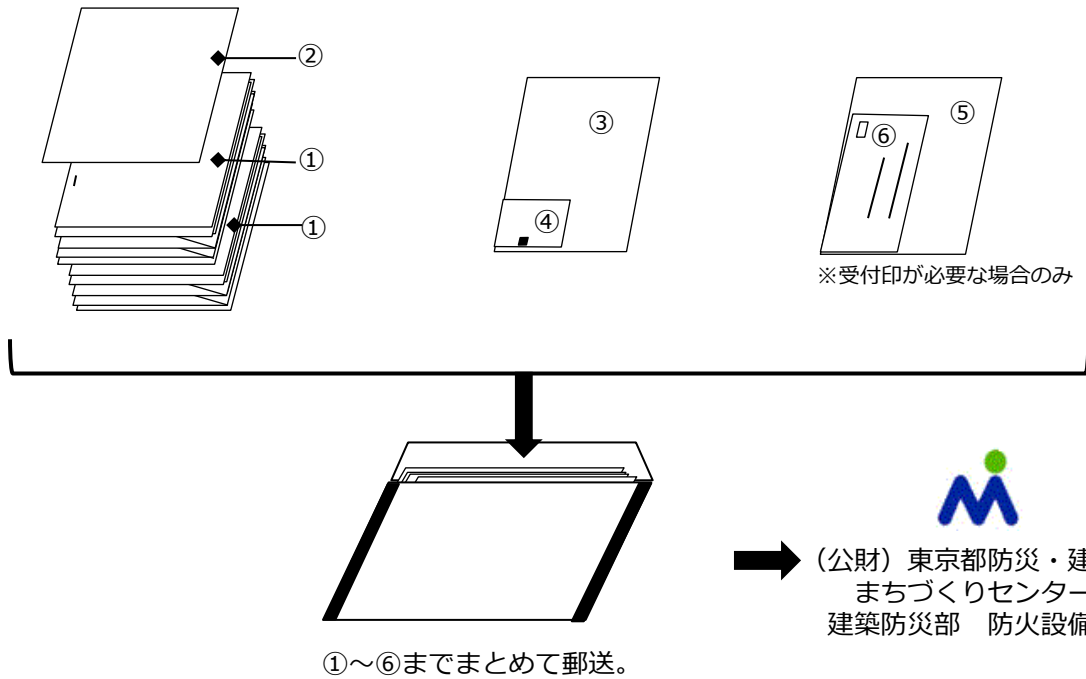
また、受付証明印が必要な場合も、予備審査、確認事項の完了後になります。当日はお渡しできませんので、ご了承ください。

【提出する書類】 ※①②の作成にあたっては「防火設備定期検査報告書作成要領」をご覧ください。

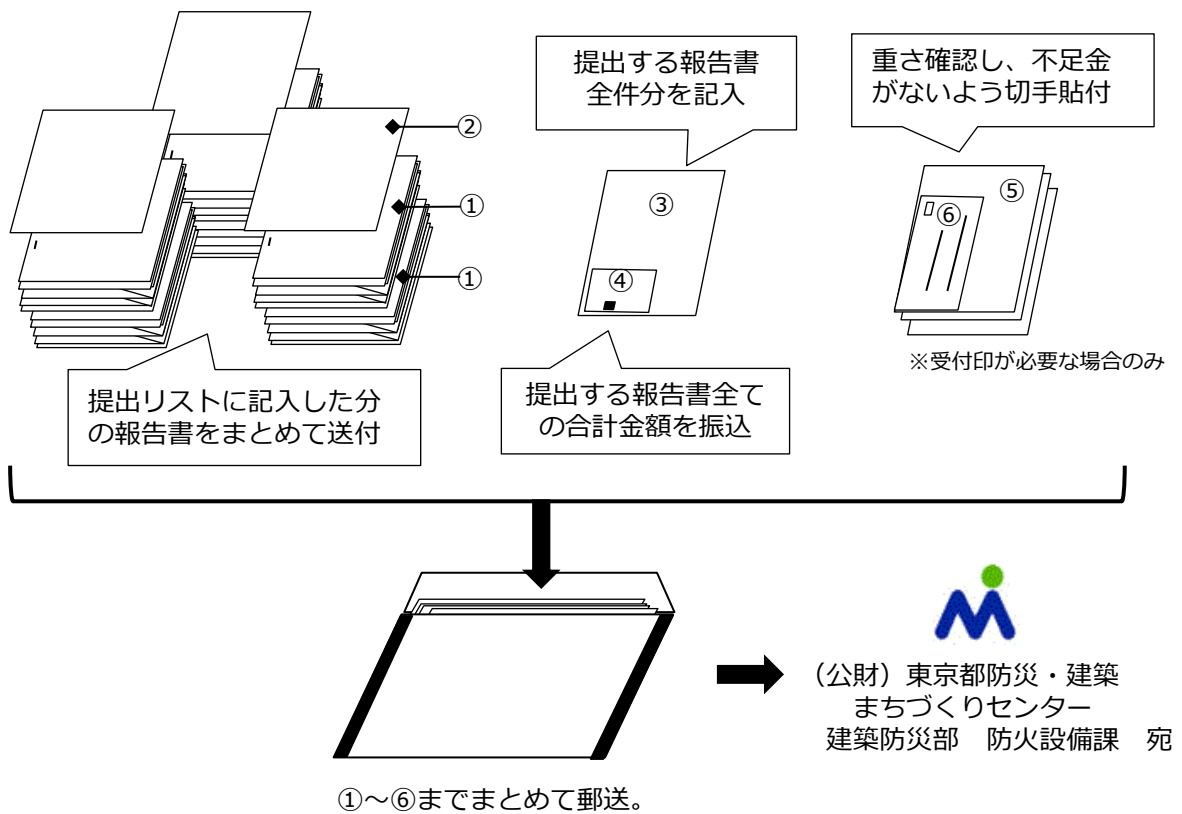
必須書類	<p>① 定期検査報告書 2部（正、副）</p>	<p>ホチキス止め（上下2箇所）</p> <p>報告書 検査結果表 検査結果図 関係写真</p> <p>報告書【正】</p> <p>報告書【副】 【正】のコピーでも可</p> <p>A3図面は一枚ずつ折ってA4サイズにする。</p>
	<p>② 定期検査報告概要書 1部</p>	<p>ホチキス止め（上下2箇所）</p> <p>判定が「指摘なし」の場合は第一面のみ提出</p>
	<p>③ 提出リスト（兼事務手数料振込報告書）</p> <p>④ 事務手数料を事前振込した振込書の写し（ネット銀行の場合は振込が確認できるページの画面のコピー等）</p>	<p>提出リストと報告書の内容が整合していることを確認してください。</p>
※任意（受付証明が必要な場合）	<p>⑤ 受付捺印用の書類（報告書第一面のコピー等）</p> <p>⑥ 受付捺印用書類の返信用封筒（宛先明記、切手貼付したもの）</p> <p>副本返送用の封筒ではありません。</p>	<p>第一面コピー</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p>

※報告書（副）の返却は、通常時で3ヶ月程度かかります。その前に受付した証明が必要な場合、⑤⑥を同封していただければ、予備審査、確認事項の完了後、通常1週間程度でご返送いたします。

1 件のみ提出の場合



複数件まとめて提出する場合



【報告書のご提出にあたっての注意事項】

- ① まちづくりセンターは受け取る前に発生した書類の紛失や郵送の遅延等の事故及びその事故に起因して生じる損害等に対して、その一切の責任を負いません。
- ② 受付日は原則、届いた日となります。土日祝日には書類を受け取れないため、翌営業日の日付での受付となりますので、ご注意ください。防火設備定期検査報告は、検査を終えた日から細則上1ヶ月以内に提出することになっております。
ただし訂正等が生じた場合、受付日を変更させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ③ 訂正等による書類の一時返却等はできませんので、整合等は提出前に必ずご確認ください。
提出後は、指摘以外の報告内容の訂正も出来ませんので、ご了承ください。
- ④ 報告書の訂正が生じた場合、二重線もしくは差替え等で訂正をお願いします。訂正内容が軽微であれば、まちづくりセンターの担当者と事前に連絡を取った上で、郵送で受けた訂正書類の差替え等の補助が可能な場合があります。
メール、FAXでの差替え書類のやり取りは行っていませんのでご了承ください。「提出前チェックリスト」を活用ください。

【報告書の様式】

報告書の様式は必ず東京都域のものをご利用ください。原則は、まちづくりセンターのホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/tatemono/boukasetsubi/download.html>

【事務手数料の事前振込について】

事務手数料は事前に指定口座に振込し、振込書の写しを報告書に添付してください。
振込に関する注意事項は、提出リスト（別途ダウンロード様式）をご確認ください。

【振込先】

みずほ銀行 渋谷支店 普通 1737058 ザイ) トウキョウトボウサイケンチュクマチヅクリセンター

【事務手数料】

延べ面積	事務手数料《消費税10%》()内は税抜き
	令和8年7月1日改定
3,000㎡以内のもの	3,800円 (3,455円)
3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	6,400円 (5,819円)
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	11,100円 (10,091円)
20,000㎡を超えるもの	14,600円 (13,273円)

【領収書の発行について】

適格請求書発行事業者登録番号：T2-0110-0500-3753

領収書の送付時期：原則、報告受付をした翌月（20日前後）を予定

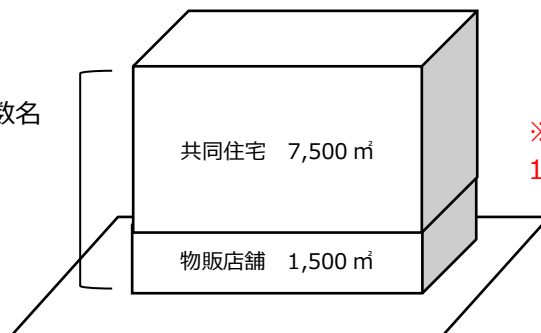
【報告の単位と事務手数料算出の延べ面積について】

原則、一つの建築物につき一つの整理番号が付与され、報告することになっています。

例外として、特定行政庁が用途別に一つの建築物に複数の整理番号を付与して、それぞれの整理番号で報告を認める場合があります。その場合は、用途毎の**特定建築物と防火設備の報告対象面積を、整合させて提出してください。**

原則

一つの建築物に管理者が複数名いる場合は代表の管理者がまとめて報告してください。



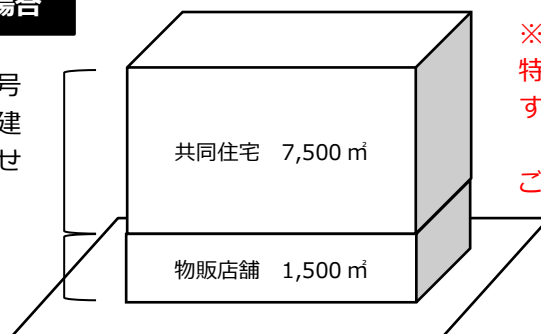
※検査を分けて行った場合も、1つの報告書にまとめてください。

提出報告書リスト

No	整理番号	建物名称	延べ面積	事務手数料
1	〇〇〇-40-〇〇〇〇	△△マンション	9,000 m ²	6,400

整理番号を分けて報告する場合

一つの建築物に複数の整理番号がある場合は、それぞれ特定建築物の報告対象面積と整合させてください。



※整理番号を分ける場合は、特定建築物の報告も分けて提出することになります。
希望する場合は特定行政庁にご相談ください。

提出報告書リスト

No	整理番号	建物名称	延べ面積	事務手数料
1	〇〇〇-40-〇〇〇〇	△△マンション	7,500 m ²	6,400
2	〇〇〇-31-〇〇〇〇	□□店舗	1,500 m ²	3,800

【参考資料】

内容	資料名等	参照元
定期調査（検査）報告の制度全般及びQ & A	定期調査・検査報告制度	東京都都市整備局のホームページ
検査方法、判定基準等の解説	防火設備定期検査業務基準（書籍）	（一財）日本建築防災協会
検査項目、検査方法、判定基準	平成 28 年国土交通省告示第 723 号	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページ [提出書類等ダウンロード]
記入方法及びその綴じ方	防火設備定期検査報告書 作成要領	
問い合わせの多い内容	よくある質問（Q & A）	

【副本の返送先について】

報告書第一面の【報告書（副）返送先】（下図参照）を記入してください。

原則は、正副2部とも同じようにご記入ください。副本に記入したくない理由がある場合は、正本のみに記入してください。付せんや送付表等に記入しますと、対応できない場合がございます。また、手書きの場合は正本に黒ボールペン等で記入して下さい。

〈報告書第一面〉

【報告書（副）返送先】	【連絡先】
名称 ○○○検査株式会社 □□ □□	名称
〒 123-4567	〒
住所 東京都○○区○○町△一△一△	住所 同左
電話 03-0000-0000	

この欄に副本返送先を記入してください。

【報告済証】

報告書（副）をご返却する際、あわせて報告済証を同封しています。報告済証は、建築基準法に基づき定期検査報告が行われ、維持保全に努めていることを示すものです。建物の入り口など、見やすい位置に掲示してください。

なお、初回の報告には、報告済証を入れるケースを同封しています。2回目以降の報告済証には、お手元のケースをご利用ください。

※次回の報告時期は、報告済証に記載されています。**報告済証の送付をもって、次回報告の案内と代えさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。**



【指摘事項の改善】

建築基準法では、第8条に「常時適法な状態に維持するように努めなければならない」とあり、その中で該当する建築物に定期報告が求められています。

そのため、指摘があった場合は適法な状態に維持できるよう、以下のような対応をお願いいたします。

■ 報告書に**要是正**の指摘がある場合

⇒ 管理者と検査資格者とで協議し、原則は次回の報告までに改善してください。

改善計画書、改善完了報告書は特定行政庁へ直接ご提出ください。改善方法の相談や、改善報告の書式についても、直接、特定行政庁にお問い合わせください。

■ 報告書に**既存不適格**がある場合

⇒ 管理者と検査資格者とで協議し、改善に努めてください。

既存不適格とは、建築基準法等の改正により、現行の基準に適合しなくなっていることを言います。違法ではありませんが、現行の基準に適合させることが望ましい事項です。

■ その他、報告書に**付せん等**がある場合

⇒ 行政庁からの申し送り事項です。次回の報告のためにご確認ください。

【相談窓口時間】

相談受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く）

午前受付 9:00～11:30 午後受付 13:00～16:00

※相談窓口での予備審査は行っておりません。

※報告書類の持参についても、上記時間内にお願ひします。

建築基準法の定期報告制度について

デパート、ホテル、病院など不特定多数の人が利用する建築物（このような建築物を「特定建築物」といいます。）は、ひとたび火災などが発生した場合、大きな災害につながります。このため、建築物には建築基準法やその他法令により、防火区画に対応した防火設備の設置、避難階段や避難器具、排煙設備の設置など多くの安全対策がされています。

しかし、これらは日頃の維持管理を怠ると、火災などの際に本来の機能を発揮できません。そのため、建築基準法では、建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）が定期的に専門の技術者に調査・検査をさせ、所管の特定行政庁に報告するよう義務づけています。

建築基準法で定められている定期報告には、以下の4種類があり、東京都内では、特定行政庁が委託した受付機関がそれぞれの報告を受付しております。制度の詳細については東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_kakunin/chousa-houkoku

報告種別	調査（検査）の概要	報告書受付窓口
特定建築物 （調査）	敷地、一般構造、 防火・避難関係など	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 建築防災部 建築防災課 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2 F TEL03-5989-1929 https://www.tokyo-machidukuri.or.jp
防火設備 （検査）	随時閉鎖式の防火設備	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 建築防災部 防火設備課 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2 F TEL03-5989-1937 https://www.tokyo-machidukuri.or.jp
建築設備 （検査）	換気設備 排煙設備 非常用の照明設備 給水設備・排水設備	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル TEL03-3591-2421 http://www.beec.or.jp
昇降機 （検査）	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機 遊戯施設	一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 東京都渋谷区代々木 1-35-4 代々木クリスタルビル TEL03-6304-2225 http://www.tsak.jp

国等が所有、管理する建築物の防火設備について

まちづくりセンターが受付している建築基準法第12条第3項の定期検査報告には、国、都道府県、建築主事を置く市町村（以下「国等」と表記）が所有、管理する建築物に設けられた防火設備は除かれています。

国等の建築物に設けられた防火設備は、建築基準法第12条第4項により、国等の長が、定期に専門技術者を有する資格者に劣化状況を点検させることになっております。（定期検査）

法第12条第4項の定期検査は、まちづくりセンターで受付はしておりませんので、ご注意ください。